

平成21年 3月18日

姫路市長 石見利勝

姫路市遊泳用プール指導要綱を次のように定める。

姫路市遊泳用プール指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多人数が利用する遊泳用プールにおける衛生水準を確保するため、水質、施設及び維持管理の指導基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「遊泳用プール」とは、常設の貯水槽を設け、公衆その他の多人数に水泳をさせる施設（学校保健法（昭和33年法律第56号）の規定により衛生管理を行うべきものは除く。）をいう。

(届出)

第3条 保健所長は、遊泳用プールを設置しようとする者に対し、遊泳用プール設置届を保健所長に届け出るよう求めるものとする。

2 保健所長は、遊泳用プールの設置者に対し、前項の届出事項に変更を生じたとき又は当該遊泳用プールを休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を保健所長に届出させるものとする。

(水質基準)

第4条 保健所長は、遊泳用プールの設置者に対し、遊泳用プールのプール水の水質について、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

(1) 遊泳用プールのプール水の水質の検査項目及び基準数値

検査項目	基準数値
1 水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
2 濁度	2度以下
3 過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下

4 遊離残留塩素濃度	0.4 mg/L以上(1.0 mg/L以下であることが望ましい。)
5 大腸菌	検出されないこと。
6 一般細菌	200 CFU/mL以下
7 二酸化塩素により消毒を行う場合の二酸化塩素濃度	0.1 mg/L以上0.4 mg/L以下
8 二酸化塩素により消毒を行う場合の亜塩素酸濃度	1.2 mg/L以下
9 総トリハロメタンの暫定目標値	おおむね0.2 mg/L以下

(2) 水質基準に係る検査方法

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める検査方法若しくは上水試験方法(日本水道協会編)又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

イ 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定 ジェチルー p-フェニレンジアミン法(DPD法)又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

ウ 大腸菌の測定 水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

(3) その他

ア オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、第1号の表1の項から6の項まで及び9の項に定める基準を適用すること。

イ 海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、第1号の表4の項、7の項及び8の項に定める基準は適用しなくても差し支えないこと。

ウ 原水である海水又は温泉水の性状によりやむを得ない場合で保健所長が衛生上の支障がないと認めるときは、第1号の表1の項から4の項まで及び6の項から9の項までに定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

(施設基準)

第5条 保健所長は、遊泳用プールの設置者に対し、遊泳用プールの施設について、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

(1) 総則

ア プール設備及び付帯設備は、遊泳者等が快適かつ衛生的に利用でき、プールの利用形態や利用者数（特定の時期に利用者が集中するプールについては、そのピーク時の利用者数）に見合った設備を備えることとし、運用、点検整備、清掃等が安全かつ容易にできるように設置されていること。

イ 貴重な水資源を効率的に利用でき、省エネルギーにも配慮した設備であることが望ましいこと。

ウ 高齢者及び障害者が安全かつ快適に利用できるよう、構造、設備等の整備に努めること。

(2) プール設備

ア プール本体

不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。また、プール本体の規模に応じて、利用者の見やすい場所に適当数の水深の表示を行うこと。

イ プールサイド及び通路等

(ア) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、遊泳者等に応じた十分な広さを有し、不浸透性材料を用い、水際及び通路の部分は滑り止めの構造とすること。また、外部からみだりに出入りができない構造とすること。

(イ) 複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、利用形態に応じて区画区分できる構造であること。

ウ 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講じること。また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

エ 排水設備

(ア) プール水が短時間に排水できる能力を有すること。

(イ) 排水口及び環水口

あ 遊泳者等の吸込みを防止するため、排水口及び環水口には、堅固な格子鉄蓋や金網等を設けてネジ、ボルト等で固定すること。なお、これらの格子蓋等の穴や隙間は、吸込みや吸付き事故を防止するため、子供が手足を引き込まれないような大きさにするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくいものとする。また、ネジ、ボルト等が金属の場合は、腐食しにくく、かつ、利用者の接触等による事故がないようにすること。

い 配管の取付け口には、吸込み防止金具等を設置するなど二重構造の安全対策を施すこと。ただし、排水口及び環水口が多数あり、かつ、1つの排水口及び環水口にかかる給水圧が弱く、1つを幼児の身体で塞いだとしても容易に離れることができ、吸込みや吸付きを起こさないことが明らかである等、構造上吸込みや吸付き事故発生の危険性がない施設については、二重構造の安全対策を施さなくても差し支えない。

う 配管の取付け口がプール躯体に直接開口し、かつ、排水口及び環水口が身体の一部で覆うことができるような小さいものの場合でも、吸付きを防止するため、排水口及び環水口を複数設置する等の配慮をすること。

え 排水口及び環水口の安全対策については、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）等を参考とすること。

(ウ) 吐出口は、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定すること。

オ 消毒設備

(ア) プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、

これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。また、使用する塩素系消毒剤は、医薬品又は食品添加物を使用することが望ましい。

- (イ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- (ウ) オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

カ 浄化設備

- (ア) 循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。
- (イ) 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。
- (ウ) 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、循環水量を加えたプール水の全容量に対し、1時間につき6分の1以上を処理する能力を有すること。また、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。
- (エ) 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと。）。
- (オ) 循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

キ オーバーフロー水再利用設備

- (ア) オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄等の汚水が混入しない構造とし、専用の浄化設備を設けること。
- (イ) だ液やたんを処理するための設備を設け、その排水は再利用しないこと。

ク 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる構造である場合は、ウ及びエに掲げる基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

(3) 付帯設備

ア 更衣室

- (ア) 男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とすること。
- (イ) 床は不浸透性材料を用い、清掃しやすい構造とすること。
- (ウ) 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。
- (エ) 換気設備を設けること。

イ 洗浄設備

- (ア) 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に、プールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造のシャワー、足洗い場（足の洗浄が可能なシャワーで代替しても差し支えない。）等の洗浄設備を設けること。
- (イ) シャワー等の洗浄設備で使用した水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

ウ 便所

- (ア) プールの規模に応じ、男女別に水洗式便所を必要数設置すること。
- (イ) 床は不浸透性材料を用い、清掃しやすい構造とすること。
- (ウ) 流水式手洗い設備及び消毒設備を設けること。
- (エ) 換気設備を設けること。

エ うがい設備、洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

利用に便利な位置に、規模に応じた必要数のうがい設備、洗面及び洗眼ができる設備並びに上がりシャワー設備を設け、かつ、飲用に適する水が十分に供給される構造とすること。

オ 照明設備

屋内プール及び夜間使用する屋内プールにあつては、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし、水中照明を設ける場合、出入口、水深等の表示が見えるようにする場合等プール内及びプールサイドの管理措置が十分に講じられている場合は、水面又はプールサイドの照明が100ルクス未満となっても差し支えない。

カ 換気設備

- (ア) 屋内プールにあつては、二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる

能力を有する換気のための設備を設けること。

(イ) 効果的な換気ができるよう、吸気の入入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

キ 監視所等

遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設け、緊急時に直ちに対処できるよう、適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。

ク 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

ケ 遊技等設備

遊技等のための設備を設ける場合は、危険防止上、適切な構造設備のものとする。

コ 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口をプール利用者のためのものと区別し、かつ、プールサイドとは、柵等で区画すること。

サ 掲示設備

利用者の注意事項、利用時間、プールの水温、プールの見取り図等を掲示する設備を入り口その他遊泳者の見やすい場所に設けること。

シ くずかご

適当な場所に十分な数を備えること。

ス 消毒剤等保管設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管するための設備を設けること。なお、施錠可能な設備が望ましい。

セ その他の設備

高齢者、その他障害を持つ人々が、安全かつ快適に利用できるよう、構造、設備等の整備に努めること。

(維持管理基準)

第6条 保健所長は、遊泳用プールの設置者に対し、遊泳用プールの維持管理について、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

(1) 総則

ア 利用者が快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を第4条第1項第1号の水質基準で定める状態に常に維持するとともに、プール設備及び付帯設備その他の設備を常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持管理すること。

イ プールの維持管理上必要なことについて、利用者の理解と協力を求めること。

ウ 利用者数はプール設備に見合ったものとし、施設内の安全や衛生が損なわれるおそれがある場合には、利用者数の制限等必要な措置をとること。

(2) 管理責任者及び衛生管理者

ア プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。

イ プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有し、プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者とを同一の者が兼ねることとしても差し支えない。

(3) プール設備及び付帯設備の維持管理

ア プール本体、付帯設備その他の設備は、常に清潔で、かつ、使用に適する状態に維持すること。

イ プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。また、更衣室及び便所は月1回以上衛生害虫の駆除を行うこと。

ウ 屋内プールについては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないこと。また、2月以内ごとに1回、定期的測定を行うこと。

空気中の二酸化炭素の含有率の測定は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。なお、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から

使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

エ 足洗い槽を設ける場合は、医薬品又は食品添加物の承認を受けた塩素系消毒薬を使用し、遊離残留塩素濃度を50mg/L程度に保持すること。

オ 足洗い場、シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。

カ プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

キ 1年のうちの一定の期間に使用するプールにおいては、使用開始前及び使用終了後、十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。また、年間を通じて使用するプールにあつては、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

ク 排水口及び環水口については、格子鉄蓋や金網等が正常な位置にあり、欠損、変形等がないこと及びそれらを固定しているネジ、ボルト等の欠落、変形等がないこと及びそれらを固定しているネジ、ボルト等の欠落、変形等がないこと等を確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。

ケ プール水、シャワー水などの排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。

コ 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響などを考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。

サ 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。また、その設備の中の水についてレジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。なお、レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心

濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

(4) プール水の管理

ア プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。

イ オーバーフロー等により浮遊物等汚染物質を除去すること。

ウ プール水の浄化を、一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることにより行ういわゆる入替え式プールにおいては、少なくとも5日に1回、プール水の全量を入れ替えることとし、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。

エ 浄化設備は、原則として1日中運転し、その運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有していること。また、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。なお、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

オ 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

カ 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

キ プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つとともに、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。また、オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

ク プール水の水質検査は、次に掲げる方法により定期的に行うこととし、利用者が多数である場合等汚染負荷量が高い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

(ア) 遊離残留塩素濃度は、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい。）を行うこと。

(イ) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般

細菌については、毎月1回以上の測定を行うこと。

(ウ) 総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行い、暫定目標値以下であることを確認するよう努めること。

ケ クの水質検査の結果が、第4条第1号の基準等に適合していない場合には、次に掲げる措置を講ずることとし、改善が図れない場合は、保健所長の指示に従うこと。

(ア) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量若しくは一般細菌が基準値に適合しない場合又は総トリハロメタンが暫定目標値を上回った場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ることとし、一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

(イ) 遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/L を下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を 0.4 mg/L 以上としてから遊泳を再開すること。

(ウ) 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4 mg/L を下回った場合には（イ）の措置を講ずること。また、 0.4 mg/L 以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過器の改善等必要な措置を講ずること。

(エ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合の（イ）及び（ウ）の適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「 0.4 mg/L 」を「 0.1 mg/L 」と読み替えるものとする。この場合において二酸化塩素濃度が 0.4 mg/L を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2 mg/L を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

コ プール水の温度は、原則として 22°C 以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。

サ 水質検査の試料採水地点は、^く矩形のプールではプール内の対角線上における

ほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入れ口付近を原則とすることとし、その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

(5) 利用の管理

ア 監視員を配置し、監視所から又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視すること。

イ 応急救護の訓練を受けた救護員（監視員を充ててもよい。）をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。この場合、スイミングクラブの指導者等でプール内またはプールサイドにいる者は救護員とみなして差し支えない。

ウ 監視員及び救護員は、プールサイド等の安全確保にも配慮すること。

エ 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

オ 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。

カ 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

キ 水質の維持管理の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

ケ 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

コ オーバーフロー水にだ液やたんを吐かせないこと。

サ 幼児用プールを含む複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じ区画区分して利用させること。

(6) その他

- ア プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、その記録を3年以上保管すること。
- イ 設置者は、第4条に定める水質基準について行った検査結果を、検査後速やかに、保健所長に報告すること。ただし、保健所において検査を実施した場合は、この限りでない。
- ウ 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。
- エ プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所長に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所長に報告すること。
- オ 万一の事故に備えて従業員等の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法を定めたマニュアルを作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。
- カ 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。
- キ 安全面に関する点検及び監視、緊急時への対応、監視員への訓練等については、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）等を参考にすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（姫路市遊泳用プール指導要綱の廃止）

2 姫路市遊泳用プール指導要綱（平成14年3月29日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（旧要綱による届出）

3 この要綱の施行前に旧要綱第2条の規定によりなされた届出は、第3条の規定による届出とみなす。